

## 第1節 市街地災害応急対策

[市・枚方寝屋川消防組合]

消防機関は、市街地災害に際して、災害をガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

市街地において大規模な火災が発生した場合には、市、消防機関、府、寝屋川警察署及び自衛隊は相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

### 1 火災の警戒

#### (1) 火災気象通報

大阪管区気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、知事に通報する。知事は市長に伝達する。（消防法第22条）

火災気象通報の基準は下記のいずれかに該当した場合である。

ア 乾燥注意報が発表された場合：実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下

イ 強風注意報が発表された場合：最大風速（10分間平均風速の最大値）が12m/s以上となる見込み

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

#### (2) 火災警報

枚方寝屋川消防組合管理者は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災警報を発令する。（消防法第22条）

#### (3) 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、枚方寝屋川消防組合火災予防条例で定める火の使用制限に従う。

#### (4) 住民等への周知

「風水害等応急対策・復旧対策編 第1部第2章第2節 災害広報・広聴活動」に準じ、住民に対して、警報のみならず予想される事態とそれに対して採るべき措置について周知する。周知には、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、警鐘などを利用し、自主防災組織などの住民組織と連携して徹底を図る。周知に当たっては、要配慮者に配慮する。

### 2 ガス漏洩事故対策

#### (1) 消防活動体制の確立

#### (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定

#### (3) 火災警戒区域の設定

#### (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、寝屋川警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

(6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は大阪ガス株式会社（都市ガスの場合）又は一般社団法人大阪府LPガス協会が指定する通報事業所（LPガスの場合）が行う。

イ 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

### 3 火災等の応急対策

消火活動は、「地震災害応急対策・復旧対策編 第1部第1章第7節 消防計画」に準じ活動を行う。

(1) 災害発生状況の把握及び消火活動

市及び消防機関は、高所見張り、ヘリコプター等を通じて火災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

(2) 消火活動

市は初動体制を確立し、また、消防機関は非常警備体制を確立し、火災態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

また、延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

消防機関は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

ア 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担

イ 活動時における情報収集、連絡

ウ 排煙、進入時等における資機材の活用対策

エ 高層建築物、地下街等の消防用設備等の活用

オ 高層建築物における屋上緊急着陸場等の活用

カ 浸水、水損防止対策

(3) 相互応援

市及び枚方寝屋川消防組合は、市街地における火災が延焼・拡大し、単独では十分に火災防ぎょ活動ができない場合には、協定締結市町、府等に応援を要請し、相互に密接な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

### 4 中高層建築物、地下施設の管理者等による応急対策

(1) ガス漏れ、火災等が発生した場合、中高層建築物、地下施設の管理者等は、枚方寝屋川消防組合等へ通報するとともに、その被害の状況、災害応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

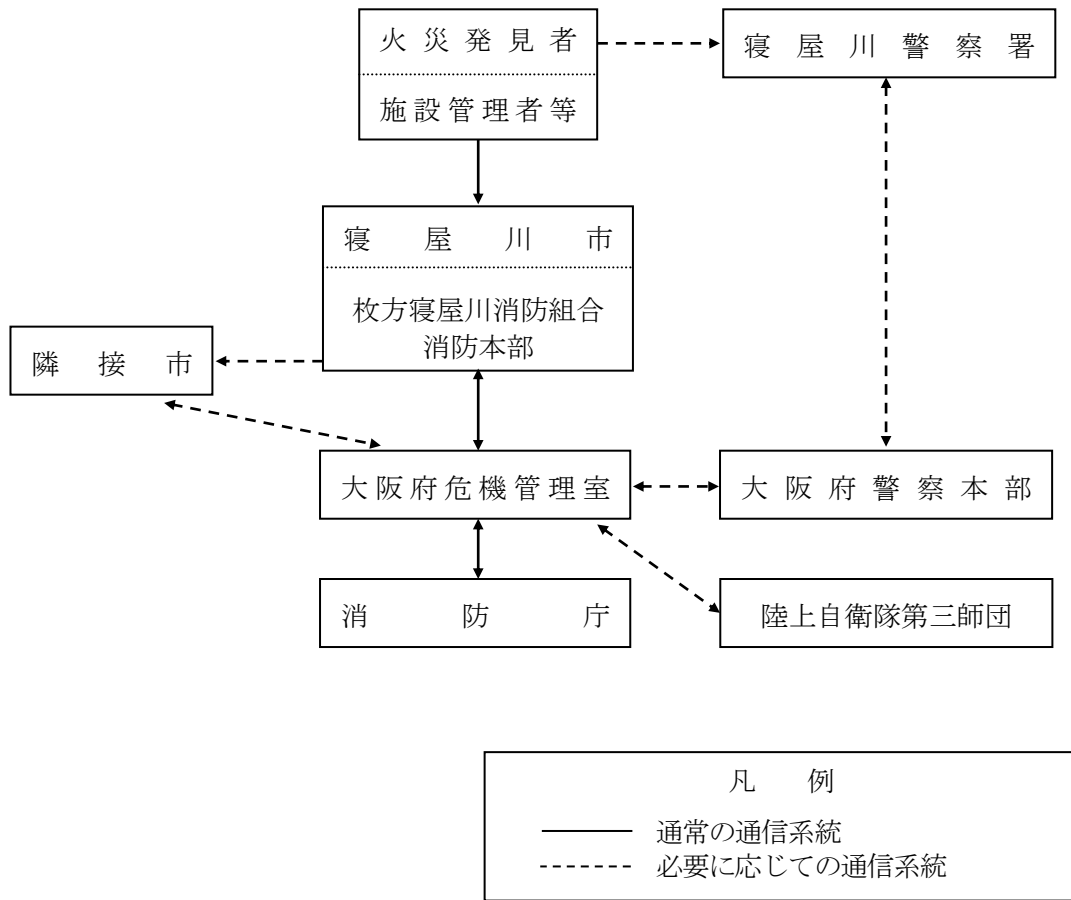
(2) 中高層建築物、地下街等の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行

う。

- (3) 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

## 5 通報連絡

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



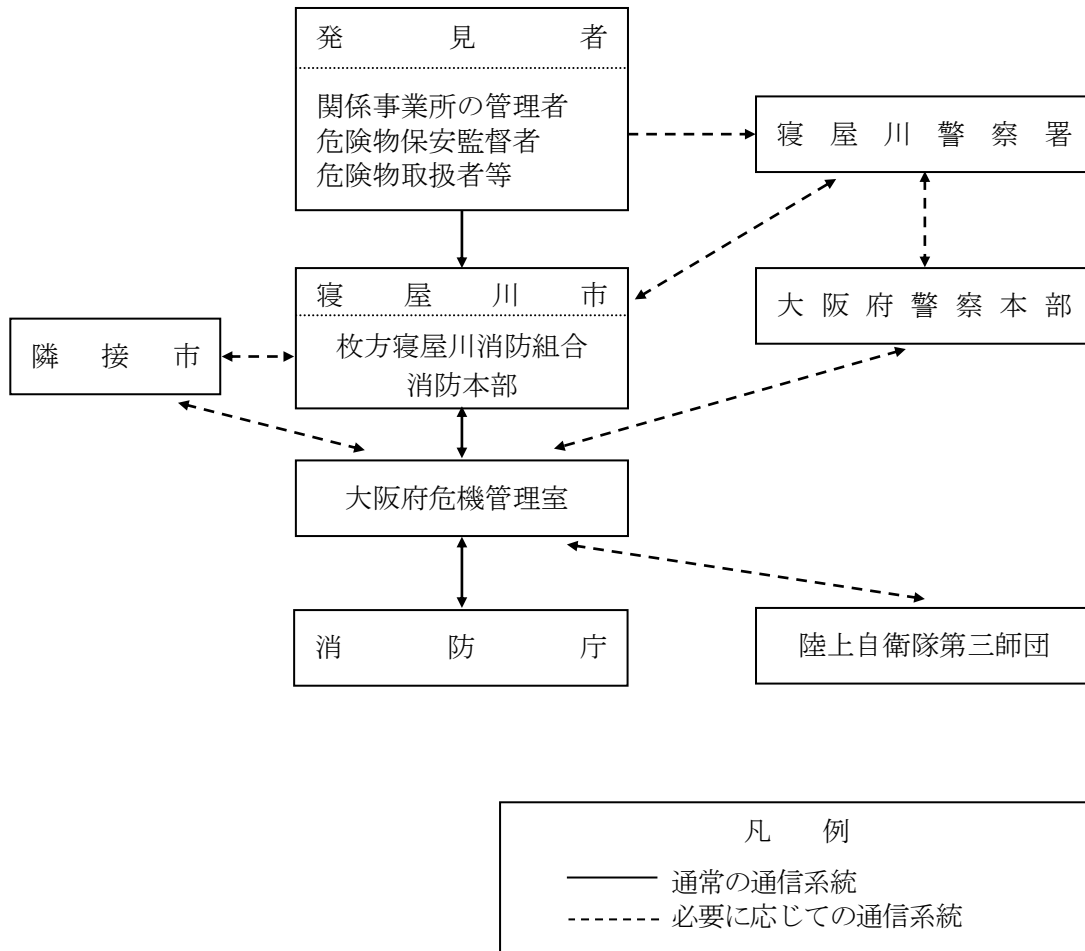
## 第2節 危険物等災害応急対策

[市・枚方寝屋川消防組合]

市、消防機関及び関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。なお、活動に当たって人命保護を優先して行う。

### 1 危険物災害応急対策

- (1) 市及び枚方寝屋川消防組合は、関係機関と密接な連絡を取るとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 枚方寝屋川消防組合は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
  - ア 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
  - イ 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
  - ウ 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立
- (3) 市は枚方寝屋川消防組合と連携して、施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示、環境モニタリング等必要な災害応急対策を実施する。
- (4) 応援の要請  
市長及び枚方寝屋川消防組合管理者は、災害の状況や災害規模から判断して、必要に応じて相互応援協定により市町村長に対し応援を要請する。
- (5) 通報連絡体制  
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



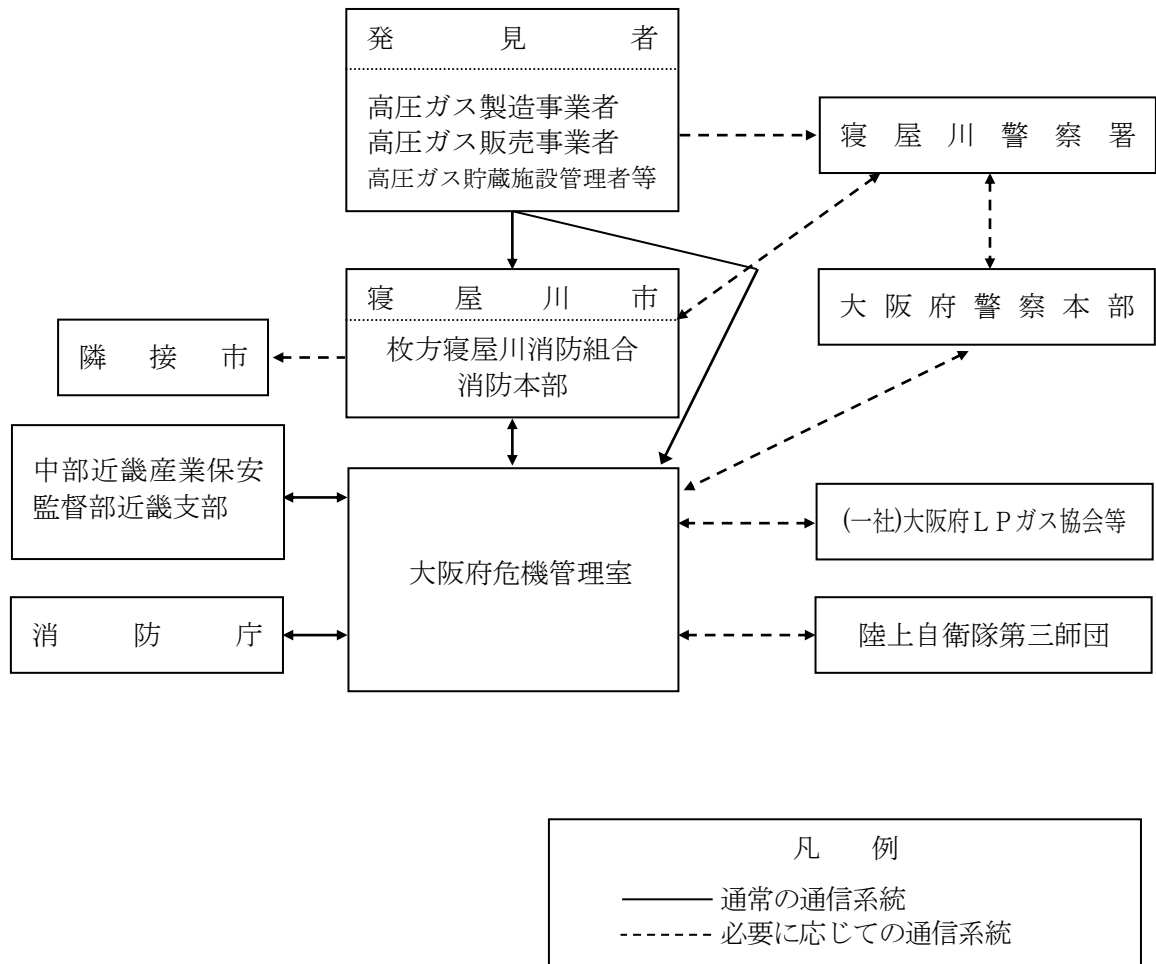
2 高圧ガス災害応急対策

(1) 市は枚方寝屋川消防組合と連携して、火災現場においては、高圧ガスの中でも有毒ガス関係施設のガスの濃度、風向、風速等には特に留意して実態の把握に努め、人命の保護を優先し、広報活動、避難誘導を図る。また、警戒区域の設定、適正な消火活動などの必要な防御活動を実施する。

枚方寝屋川消防組合は、関係機関と密接な連携を取り、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

(2) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

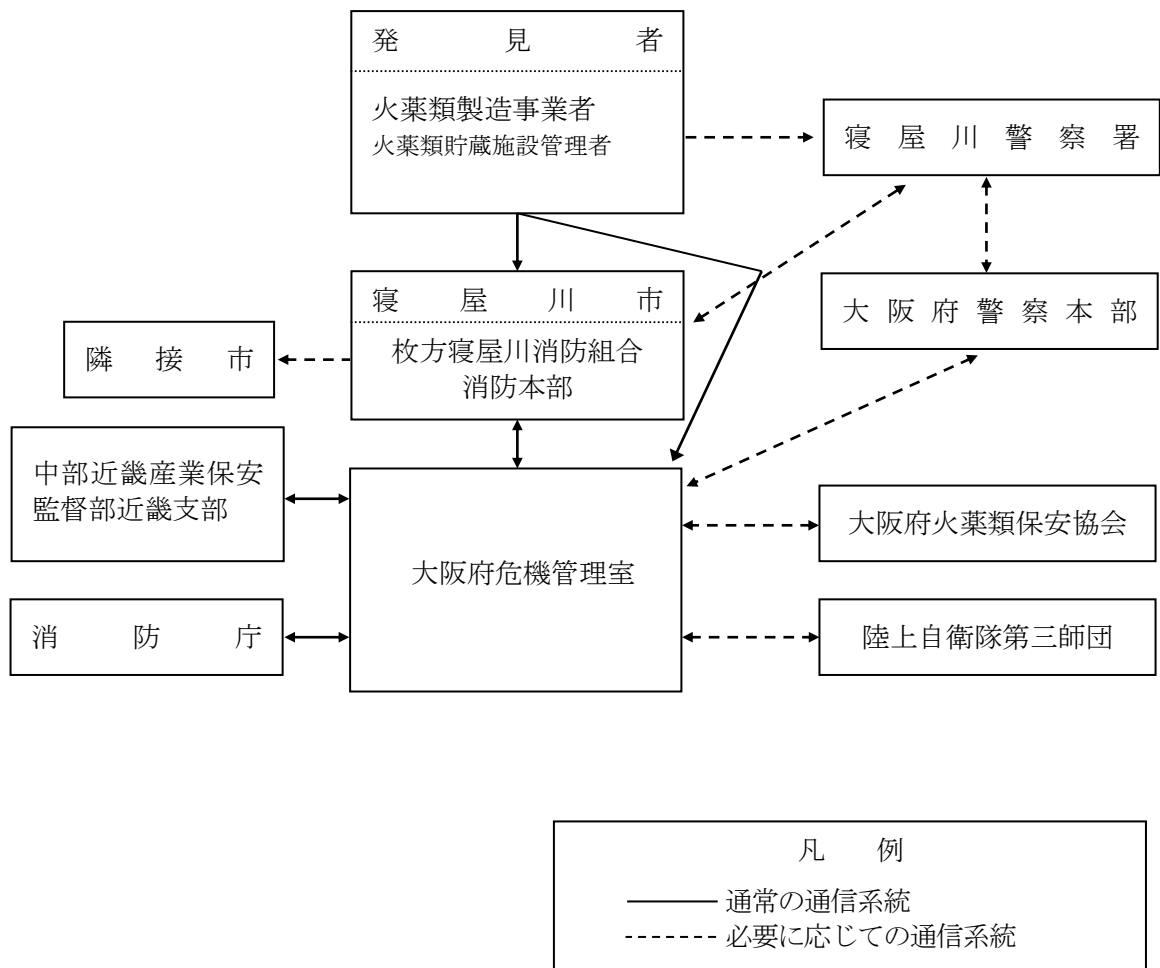


### 3 火薬類災害応急対策

(1) 市は枚方寝屋川消防組合と連携して、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、枚方寝屋川消防組合は、関係機関と密接な連携を取り、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

#### (2) 通信連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

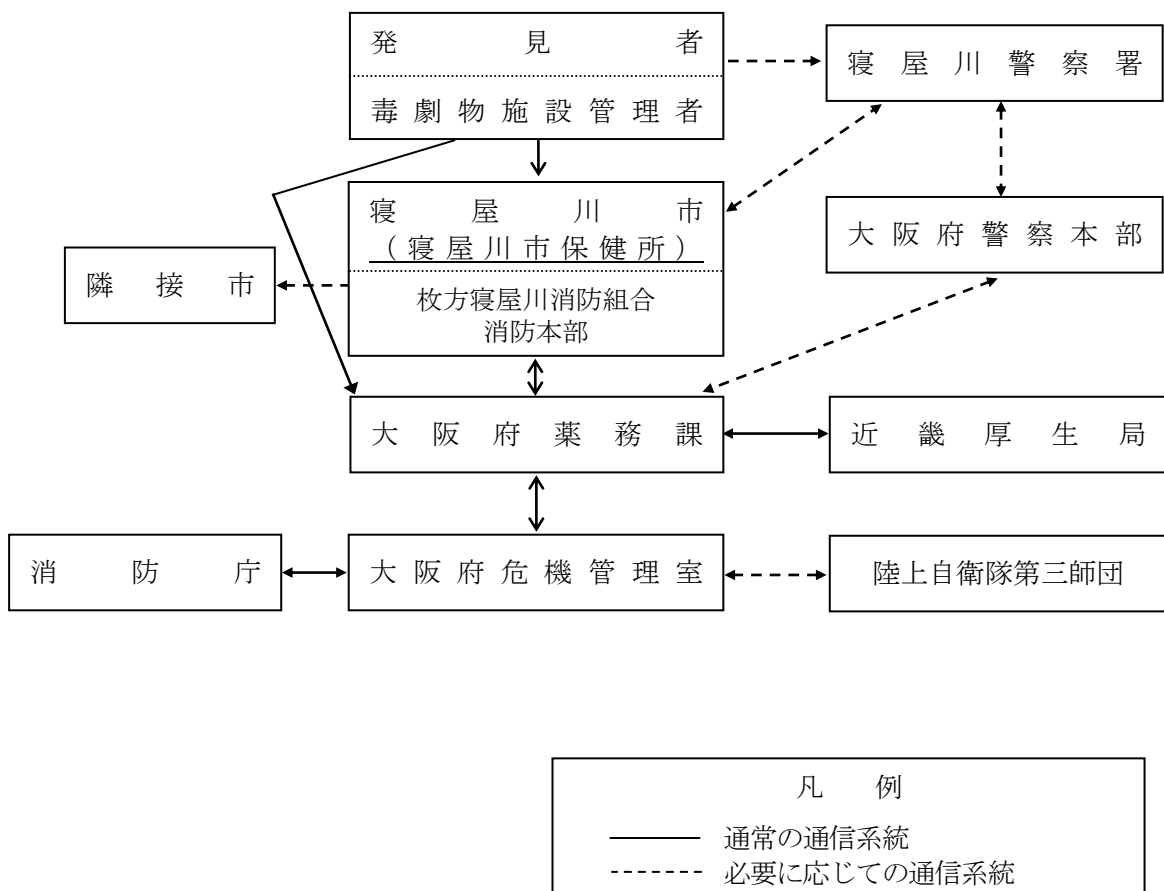


4 毒物劇物災害応急対策

(1) 市は枚方寝屋川消防組合と連携して、毒物及び劇物の貯蔵、取扱施設における火災防御に際しては、専門家の立合いを求めて、その数量、種類、危険性を早期に把握し、避難誘導等人命保護を優先して危険予防を図る。その他については、高圧ガスの防御活動に準じて行う。

(2) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。





## 5 放射性物質保有施設（医療機関等）災害応急対策

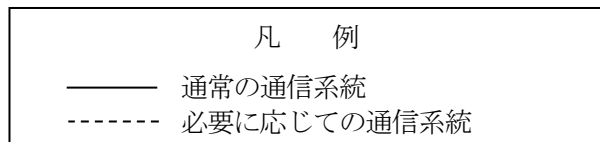
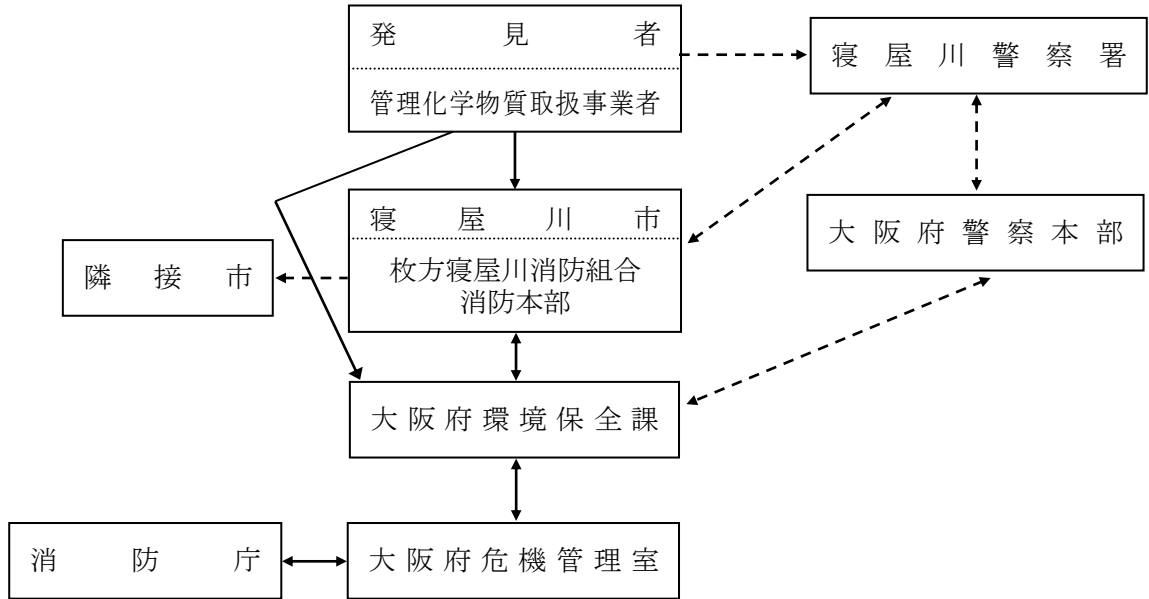
- (1) 市及び枚方寝屋川消防組合は、放射性同位元素にかかる施設の設置者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。
- (2) 市及び枚方寝屋川消防組合は、放射性同位元素の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。
- (3) 災害応急対策の内容
  - ア 関係機関への情報連絡及び広報
  - イ 放射線量の測定
  - ウ 放射線による被曝を受けた人等の救出・救護
  - エ 付近住民等の避難
  - オ 危険区域の設定と立入制限
  - カ 交通規制
  - キ その他災害の状況に応じた必要な措置

6 管理化学物質災害応急対策

(1) 市は枚方寝屋川消防組合と連携して、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



## 第3節 その他災害応急対策

[市・枚方寝屋川消防組合・関係機関]

航空機事故、列車事故、自動車事故（交通事故）、大火災・大爆発事故、雑踏における事故など市民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある大規模事故の際には、災害の態様に応じ、「地震災害応急対策・復旧対策」、「風水害等応急対策・復旧対策」の各計画を準用し、防災関係機関が相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の災害応急対策を講ずる。

### 1 対応措置

#### (1) 通報

市内において大規模事故を発見した人は、直ちに市、寝屋川警察署又は枚方寝屋川消防組合等に通報する。

通 報 先	専用電話	加入電話
寝屋川市役所	—	072-824-1181
寝屋川警察署	110	072-823-1234
枚方寝屋川消防組合	119	072-852-9800
消防団	—	072-824-1181（代表）

#### (2) 事故対策本部の設置

大規模事故が発生した場合、関係機関は、救助、救急医療その他災害応急対策を実施するため事故対策本部を設置する（必要に応じて、前線指揮本部を設置する）。事故対策本部の設置や活動等は、事故の種類や規模等に応じて実施する。

#### (3) 情報の収集・伝達

市、府及び当該事故の関係機関等は、情報の収集に十分な連絡を取り、相互に交換する。

#### (4) 救助、救急医療活動（市及び当該事故関係機関）

- ア 医師及び看護師の派遣
- イ 医療機材及び医薬品の輸送
- ウ 負傷者の救助
- エ 現地における災害応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

#### (5) 消防活動

枚方寝屋川消防組合及び消防団は、消防活動等災害拡大防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

#### (6) 救援物資の輸送

市、府及び当該事故関係機関は、相互連絡の下、被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

#### (7) 応急復旧用資機材の確保

市、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(8) 交通対策

寝屋川警察署、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡の下に必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

2 事故処理

当該事故関係機関は、寝屋川警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

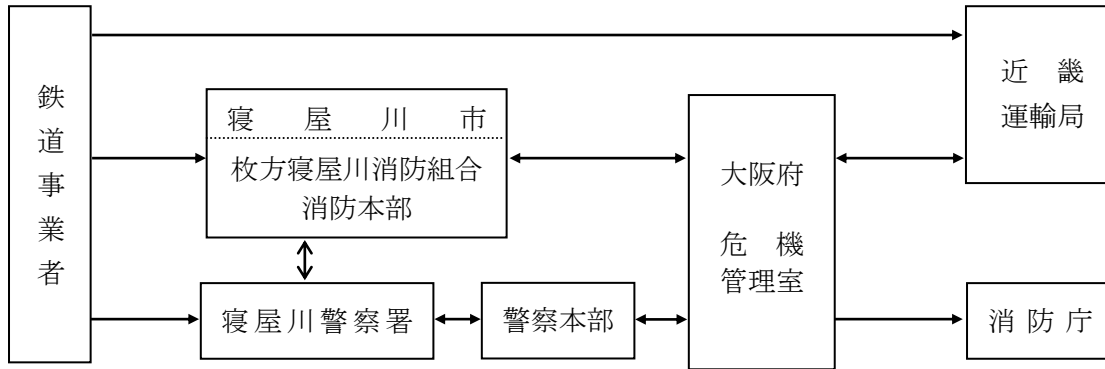
3 情報収集伝達体制

(1) 航空機事故

市を始め防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

(2) 列車事故

ア 情報収集伝達経路

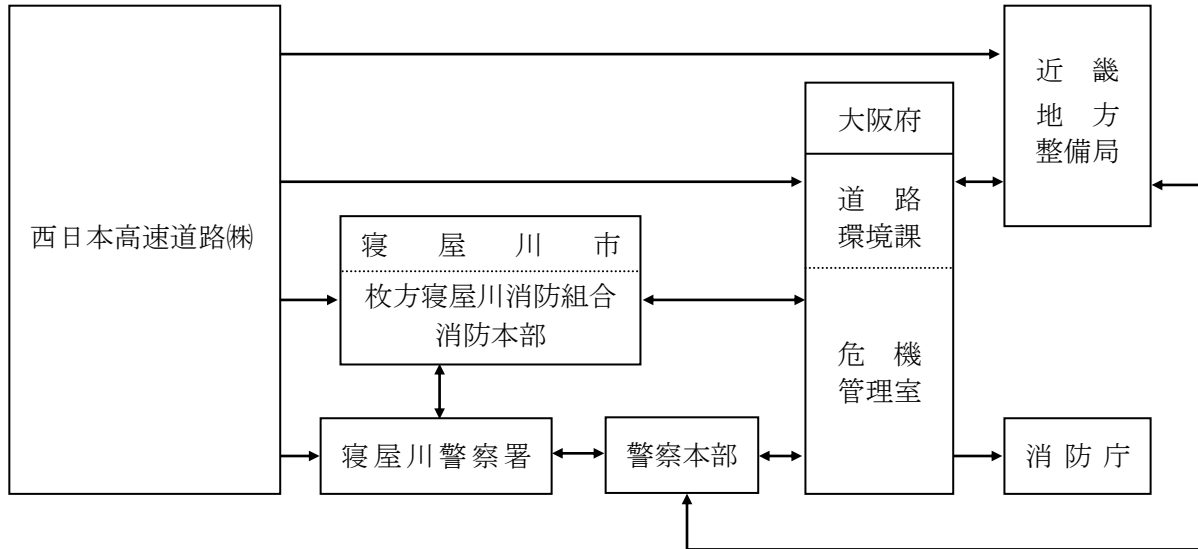


イ 収集伝達事項

- (ア) 事故の概要
- (イ) 人的被害の状況等
- (ウ) 災害応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- (エ) 応援の必要性
- (オ) その他必要な事項

(3) 自動車事故

ア 情報収集伝達経路



イ 収集伝達事項

- (ア) 事故の概要
- (イ) 人的被害の状況等
- (ウ) 災害応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- (エ) 応援の必要性
- (オ) その他必要な事項

## 第4節 原子力災害応急対策

[市]

市内には原子力施設が存在せず、また、大阪府内又はその周辺にある原子力施設に関して「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」に市の地域は含まれていない。

このことから、国内の原子力施設において、放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から100km以上離れているような地域においても、一部で相対的に高い空間放射線量率が測定されており、広範囲で放射線による人体の健康に関する不安や、農畜産物への放射性物質汚染及び風評被害の発生など、生活環境を始め経済活動に大きな影響が生じた。

このような経験を踏まえて、市内においても、東日本大震災と同様の事態が発生した場合に備え、市民の健康を守るとともに、心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取るものとし、必要な事項を定める。

また、福井県内に立地する原子力施設の事故等による広域避難の受入れを円滑に行うための事項を定める。

### 大阪府域の原子力事業所の名称及び所在地等

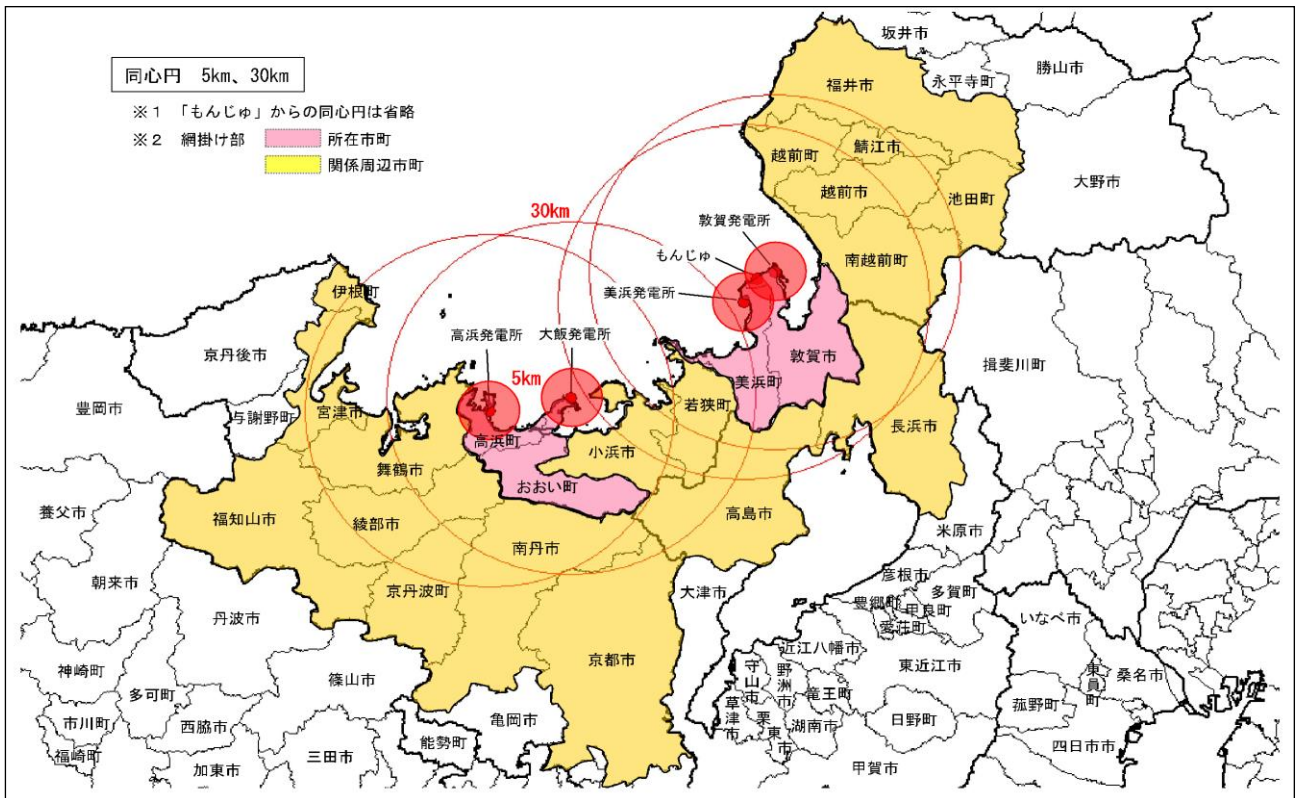
(出典：大阪府地域防災計画 原子力災害対策(令和元年11月修正)に加筆)

名称	所在地	施設概要	原子力災害対策特別措置法上の位置付け	原子力災害対策重点区域
京都大学 原子炉実験所	泉南郡熊取町朝代西二丁目1010番地	・試験研究炉 KUR (熱出力5,000kW) ・試験研究炉 KUCA (熱出力100kW)	原災法第2条第3号ロ及びト (原子炉設置承認及び核燃料物質使用承認を受けた者)	半径約500mの範囲 (泉佐野市・熊取町の一部)
原子燃料工業株式会社 熊取事業所	泉南郡熊取町朝代西一丁目950番地	核燃料加工施設	原災法第2条第3号イ (加工事業の許可を受けた者)	半径約500mの範囲 (泉佐野市・熊取町の一部)
近畿大学 原子力研究所	東大阪市小若江三丁目4番1号	試験研究炉 (熱出力1W)	原災法第2条第3号ロ (原子炉の設置許可を受けた者)	設定なし (重点区域を設定することを要しない原子力施設)

原子力災害対策重点区域について

(出典：関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）平成31年3月改訂)

区 域	原子力施設からの距離	説 明
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	おおむね 5km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL(緊急時活動レベルに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。 IAEA国際原子力機関の国際基準において、3～5kmの間で設定することとされていることを踏まえ設定。
緊急防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)	おおむね 30km	確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL(運用上の介入レベルに基づき、緊急防護措置を準備する区域。 IAEAの国際基準において、5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ設定。



原子力災害対策重点区域のおおむねの範囲

(出典：関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）平成31年3月改訂)

1 基本方針

市内に原子力施設は存在せず、大阪府内の原子力事業所や周辺府県の原子力発電所からも離れているため、これらの施設で原子力災害が発生した場合において、市域で避難措置等が行われることは考えにくい。

したがって、市に比較的近い場所で原子力災害が発生したときの市の措置として、情報の収集・伝達、市域における放射線モニタリングの実施、広報の実施について定めることとする。また、遠方の原子力発電所の事故による広域避難者の受入れについても併せて定める。

## 2 情報の収集・伝達

市は、原子力災害が発生、若しくは発生のおそれがある旨の情報を得た場合、直ちに関係各部と連携し必要な措置を講ずるとともに、事故状況の把握に努め、必要な情報の収集・伝達を行う。

## 3 放射線モニタリングの実施

市は、必要に応じて、飲料水や農作物等、小・中学校や幼稚園・保育園等、公園、その他公共施設、焼却灰、下水道の汚泥等について、放射線量及び放射性物質の測定等を実施又は測定結果の情報収集を行う。

## 4 広報の実施

市は、放射線モニタリングの実施結果や市の応急対策の状況について、市ホームページ等を活用し、積極的かつ定期的な情報発信に努める。

情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

## 5 原子力災害発生時における広域避難の受入れ

### (1) 基本事項

原子力災害の特殊性に鑑み、災害対策基本法及び防災基本計画を踏まえて府県域を越える広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう広域避難の受入れに関し必要な事項を定める。

本編に定めるほか、原子力災害にかかる広域避難の受入れについては、関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」及び関係府県・市町村が定める広域避難計画に基づき行うものとする。

### (2) 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備するとしている。

### (3) 市・府の広域避難の受入れ

#### ア 滋賀県から府への要請

滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合、府に対して避難の受入れを要請する。

#### イ 府の受入れ



府は、滋賀県から広域避難の受入れの要請があったときは、府内市町村の協力を得て、避難者の受入れを行う。

なお、放射性物質の放出後においては、原則避難元自治体を実施する避難退域時検査及び簡易除染を完了した住民を受け入れる。

ウ 市の受入れ

「大阪府地域防災計画（原子力災害対策編）（令和元年11月修正）」で示されている市の割当は、滋賀県高島市南新保区・市ヶ崎区・新保寺区・カームタウン区・東新町区となっている。

府から、滋賀県からの広域避難の受入れ要請があったときは、速やかに必要な指定避難所の開設を行い、避難者登録システムを活用して広域避難者の受入れを行う。